

○宮崎大学フロンティア科学総合研究センター長選考規程

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成18年3月23日 平成27年3月27日
令和元年12月26日 令和6年9月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター規則第5条第1項の規定に基づき、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター長（以下「センター長」という。）の選考について定める。

(選考)

第2条 センター長は、宮崎大学フロンティア科学総合研究センターに所属する専任の教授のうちから、フロンティア科学総合研究センター運営委員会の推薦に基づき、国立大学法人宮崎大学人事委員会の議を経て、学長が委嘱する。

2 選考は投票により行うものとする。

3 投票は単記無記名で行い、過半数の得票を得た者を被候補者として、学長に推薦する。ただし、過半数の得票がない場合は、得票上位2名（末位に得票同数の者があるときは、この者を加える。）について、決選投票を行うものとする。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合にセンター長候補者の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
 - (2) センター長が辞任を申し出たとき。
 - (3) センター長が欠員となったとき。
- 2 前項第1号に該当する場合の選考は、任期満了の1月以前に、同項第2号及び第3号に該当する場合の選考は、速やかに行うものとする。

(任期)

第4条 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の日に現にセンター長である者の任期は、平成27年9月30日までとする。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。